

## 32・11 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学研究者倫理委員会規程

制 定 平成 26 年 12 月 3 日

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学（以下「本学」という。）に、本学における研究活動の公正性の確保、研究者（助手、大学院生を含む。以下同じ）の倫理に関する事項について審議するため、研究者倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究者の倫理に関する規準に関する事項
- (2) 研究者の倫理に関する教育・啓発活動に関する事項
- (3) その他研究者の倫理に関し学長から諮問された事項

2 委員会は、研究者の倫理に関する規準に違反する行為（以下「不正行為」という。）に関する苦情、相談、告発等の受付窓口となるものとする。

3 委員会は、前項の規定により受け付けた事例のうち不正行為と認められる事例があった場合は、直ちに学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 大学院の研究科長
- (3) 大学の学部長
- (4) 学長が指名する者

(任期)

第 4 条 第 3 条第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、学長があらたに指名した委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、第2条第2項の規定により知り得た内容について、個人のプライバシー保護に留意し、これを他に洩らしてはならない。

(研究倫理教育責任者)

第9条 第3条第2号、第3号及び第4号の委員は、各部局の研究倫理教育責任者となり、第3条第1号の命令の下、各部局の研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務部において処理する。

(運営細則)

第11条 この規程の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年12月3日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。